

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【条 例】

○ 岡山県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

人事課

○ 岡山県岡南飛行場条例及び岡山県岡山空港条例の一部を改正する条例

航空企画推進課

○ 岡山県警察本部部制条例の一部を改正する条例

警察本部

【解 説】

○ 公布した条例の解説

総務学事課

目次

担当課（室）

岡山県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年九月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十四号

岡山県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

岡山県職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年岡山県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第六条の五第二項中「別表小学校・中学校教育職員給料表」を「別表第一小学校・中学校教育職員給料表」に改める。

第十条第五項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第二号中「第三十七条の四第三項前段」を「第三十七条の四第三項」に改め、同条第六項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第十一項中「掲げる」を「定める」に、「又は広域求職活動費」を「又は求職活動支援費」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 求職活動に伴い雇用保険法第五十九条第一項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第二項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第十条第十五項中「第七項」を「第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して一年を経過していないものを含む。）及び第七項」に、「これら」を「第七項又は第八項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、第六条の五第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 退職職員（退職した岡山県職員の退職手当に関する条例第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であつて、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七号）第二条の規定による改正前の雇用保険法第六条第一号に掲げる者に該当するものにつき、この条例による改正後の岡山県職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第十条第五項又は第六項の勤続期間を計算する場合における岡山県職員の退職手当に関する条例第七条の規定の適用については、同条第一項中「在職期間」とあるのは「在職期間（岡山県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成二十八年岡山県条例第五十四号）の施行の日（以下この項及

び次項において「平成二十八年改正条例施行日」という。）前の在職期間を有する者にあつては、平成二十八年改正条例施行日以後の職員としての引き続きいた在職期間」と、同条第二項中「月数」とあるのは「月数（平成二十八年改正条例施行日前の在職期間を有する者にあつては、平成二十八年改正条例施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が平成二十八年改正条例施行日前である場合にあつては、零）」とする。

3 新条例第十条第十一項（第六号に係る部分に限り、同条第十五項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であつて求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、この条例による改正前の岡山県職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第十条第十一項第六号に定める広域求職活動費の額に相当する金額の退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前一年以内の旧条例第十条第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者であつて施行日以後に新条例第十条第五項から第八項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつていないものを除く。）について適用し、退職職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費の額に相当する金額の退職手当の支給については、なお従前の例による。

4 新条例第十条第十五項において準用する同条第十一項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する岡山県職員の退職手当に関する条例第十条第十一項第四号に定める就業促進手当の額に相当する金額の退職手当の支給については、なお従前の例による。

5 施行日前に旧条例第十条第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者（施行日以後に新条例第十条第五項から第八項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者を除く。）に対する岡山県職員の退職手当に関する条例第十条第十一項第五号に定める移転費の額に相当する金額の退職手当の支給については、なお従前の例による。

岡山県岡南飛行場条例及び岡山県岡山空港条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年九月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十五号

岡山県岡南飛行場条例及び岡山県岡山空港条例の一部を改正する条例

（岡山県岡南飛行場条例の一部改正）

第一条 岡山県岡南飛行場条例（昭和三十七年岡山県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第六条中「の各号」を削り、第五号を削る。

（岡山県岡山空港条例の一部改正）

第二条 岡山県岡山空港条例（昭和六十二年岡山県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第三号中「ある」を「いる」に改め、同条中第四号を削り、第五号を第四号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県警察本部部制条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年九月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十六号

岡山県警察本部部制条例の一部を改正する条例

岡山県警察本部部制条例（昭和二十九年岡山県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号(三)中「(三)」を「(四)」に改め、同(四)を同号(三)とし、同号中(三)を(四)とし、(三)を(五)とし、(四)の次に次のように加える。

(三) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）第三条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。

附 則

この条例は、平成二十八年十一月三十日から施行する。

◎ 岡山県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

国家公務員退職手当法の一部改正に鑑み、雇用保険法の失業等給付の例により支給される退職手当について、国家公務員に準じた措置を講ずることとする等所要の改正を行うものである。

◎ 岡山県岡南飛行場条例及び岡山県岡山空港条例の一部を改正する条例について

空港管理規則の一部改正に鑑み、給油作業に係る航空機及び給油装置の接地の規定を削除する等所要の改正を行ったものである。

◎ 岡山県警察本部部制条例の一部を改正する条例について

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律の施行に伴い、警務部に同法に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事務を分掌させることとする等所要の改正を行うものである。